⑸　「調査基準価格」を下回る入札を行った者
「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。
なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
⑹　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
⑺　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
⑻　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⑼　手続における交渉の有無　無
⑽　契約書作成の要否　要
⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑿　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記４⑴に同じ。
⒀　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒁　詳細は入札説明書による。
⒂　契約締結後に配置する技術者の要件
ア）技術者の専任に関する事項
次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。
①　監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
②　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。
イ）技術者の経験に関する事項
現場代理人又は主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功（完了）認定された次に掲げる工事経験を有すること。
求める経験
供用中の国道又は自動車専用道路において設計舗装面積（表層）が２万㎡以上ある新設のアスファルト舗装工事
・経験が中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧ＪＨが発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。
・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。
⒃　入札不調となった場合の取り扱い　本工事の入札が不調となった場合、不調特命見積協議方式に移行する場合がある。
なお、不調特命見積協議方式とは、あらかじめ発注者の所定の手続きにおいて「不調特命見積協議方式に移行する」こととしている工事が入札不調になった場合、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、最低入札価格提示者などの特定の１者を協議相手として選定し、見積書の内容について確認協議を行い、見積書の内容が妥当であると認められた場合は、提示された見積価格が契約目安価格を上回った場合でも協議後の価格で契約締結するものである。
⒄　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Toshio Nakai, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : 6-lane widening project between Gotemba JCT and Nagaizumi-Numazu IC on Shin-Tomei Expressway
⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 4 October 2018
⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 0 : 00 P.M. 20 November 2018. (If brought with you, 0 : 00 P.M. 20 November 2018)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, Corporate Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年９月３日
（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社長　中井　俊雄
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新東名高速道路　駿河湾沼津ＳＡ～新富士ＩＣ間６車線化工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
新東名高速道路
自）静岡県沼津市宮本
至）静岡県富士市久沢
⑷　工事内容　本件は、新東名高速道路（駿河湾沼津ＳＡ～新富士ＩＣ間）における片側２車線区間の車線増設を行う改築工事である。
⑸　工事概算数量
切盛土工　約４万㎥
アスファルト舗装工　約11万㎡
連続鉄筋コンクリート版工　約28千㎡
防護柵工　約９㎞
トンネル内装工　約３千㎡
⑹　工期　契約締結日の翌日から1020日間
⑺　使用する資機材
アスファルトコンクリート　約35,000ｔ
コンクリート　約8,000㎥
鉄筋　約500ｔ
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。